

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月15日

千葉市長 殿



提出者
住 所 千葉市中央区本千葉町15-1
京成千葉中央ビル6階
氏 名 戸田建設株式会社千葉支店
支店長 近藤 修介
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 043-307-8579

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	戸田建設株式会社 千葉支店
事業場の所在地	千葉市中央区本千葉町15-1 京成千葉中央ビル6階
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

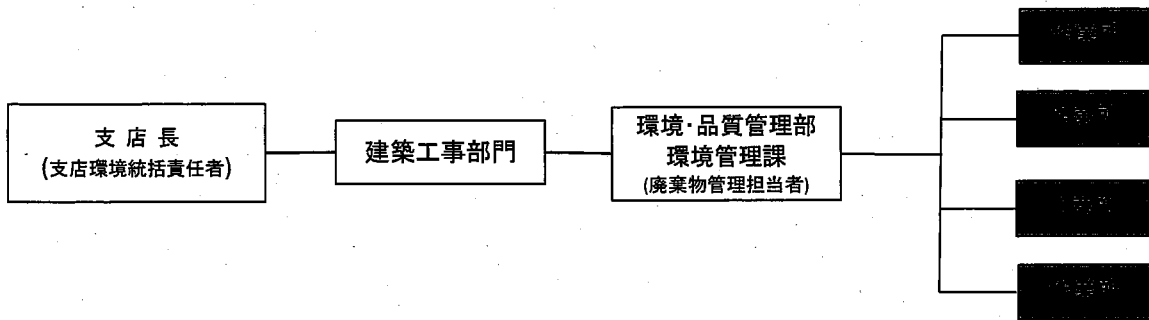
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合工事業 小分類:一般土木建築工事業
②事業の規模	前年度の元請完成工事高 5,653百万円
③従業員数	145人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事 木くず 委託処理 (中間処理:破砕) 廃プラスチック 委託処理 (中間処理:破砕、圧縮) 汚泥 委託処理 (中間処理:脱水、固化) がれき類 委託処理 (中間処理:破砕) ガラス・陶磁器くず 委託処理 (中間処理:破砕) 工事 廃石膏ボード 委託処理 (中間処理:破砕) 紙くず 委託処理 (中間処理:破砕、圧縮) 混合物 委託処理 (中間処理:破砕、圧縮)

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

###	①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	別紙の通り	
		排 出 量	2,168.09 t	t
		(これまでに実施した取組) 環境管理システムで以下の計画について管理を実施した。 ・施工方法の検討、簡易包装、有価物等で削減の計画を管理。 ・種類毎の排出量を計画し、排出総量とリサイクル率の目標値を設定 【評価】 排出総量の実績は目標値の122%と未達成であった。リサイクル率は目標85.0%に対し91.8%であり、達成した。		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙の通り	
		排 出 量	1,316.65 t	t
		(今後実施する予定の取組) ・今年度も引続き簡易包装、スクラップ等の有価物での排出、メーカーリサイクル、プレカットの推進、繰返使用が可能な容器での産廃回収等の削減計画を環境システムで目標管理する。 ・前年度は排出総量の目標を達成することができなかったため、有価売却やメーカーリサイクルを利用して、産業廃棄物発生量を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

###	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 石膏ボード・木屑・プラスチック類・金属・段ボール・コンクリート塊・ガラス及び陶磁器等の分別保管を徹底し、再資源化施設での処理を推進した。 金属、段ボールの有価物業者への排出を推奨した。
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年同様に分別保管を徹底する。特に廃プラは再資源化に適した分別を重点的に指導し、メーカーリサイクル、金属屑、段ボールの有価物業者への排出を推進する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	令和6年4月1日から令和 7年3月31日	別紙の通り	
	全処理委託量	2,168.09 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	393.95 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	31.98 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 前年度同様、実績が有る処理業者の中から以下の内容を審査し選定し、委託可能な業者として環境管理システムに登録した。 ・許可証で事業の範囲等の審査、施設の処理状況を確認。 ・適切な二次処理先、再生委託先及び最終処分先を複数確保し、適正処理が出来る施設を有した処理業者。 ・電子マニフェストを利用している業者に限定。 ・リサイクル率が高く電子契約が可能な業者を優先した。 委託状況は環境管理システムで管理した。 処理状況の確認は電子マニフェスト情報を随時、監視し管理した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	1,316.65 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	239.24 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	19.19 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年同様、環境管理システムにより委託契約締結、処理施設の現地調査の確認等、法的要求事項及び下記の管理を行う。 ・審査により適正と判断された業者との処理委託。 ・電子マニフェスト利用率100%を継続。(前年度は100%達成) ・電子委託契約の推進を継続し、利用率92%以上を目標とする。 ・電子マニフェスト情報を監視し、現場毎の処理状況や実績を管理。 ・建設リサイクル法届出の確認、関係法令の確認と厳守。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 令和6年4月1日から令和7年3月31日

[illegible]

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

##	①現状	【前年度（令和6年度）実績】											
		産業廃棄物の種類	全体	廃プラ	金属	ガラス陶磁器	がれき類	紙くず	木	混合	その他産業廃棄物	石綿含有廃棄物	汚泥
		排 出 量	2168.09t	27.35t	0.90t	76.90t	1720.73t	5.18t	113.18t	116.90t	0.00t	106.95t	0.00t
	②計画	【目標】											
		産業廃棄物の種類	全体	廃プラ	金属	ガラス陶磁器	がれき類	紙くず	木	混合	その他産業廃棄物	石綿含有廃棄物	汚泥
		排 出 量	1316.65t	16.61t	0.55t	46.70t	1044.98t	3.15t	68.73t	70.99t	0.00t	64.95t	0.00t

	①現状	【前年度（令和6年度）実績】											
		産業廃棄物の種類	該当なし										
		自ら再生利用を行った 令和6年4月1日から	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	②計画	【目標】											
		産業廃棄物の種類	該当なし										
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	①現状	【前年度（令和6年度）実績】											
		産業廃棄物の種類	該当なし										
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	②計画	【目標】											
		産業廃棄物の種類	該当なし										
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の種類	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

事業場の名称	戸田建設株式会社千葉支店
事業場の所在地	千葉市中央区本千葉町15-1 京
事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合工事業
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

総括表は、自動入力されますので、入力作業は不要です。

総括表は排出事業者側の確認用シートです。印刷や提出は不要です。

産業廃棄物処理計画における目標値（昨年提出した処理計画書に記載した、昨年度1年間の処理計画量）

項目	昨年に計画した目標値
排出量	1775.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	-
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	-
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-
全処理委託量	1775.0 t
優良認定処理業者への処理委託量	836.0 t
再生利用業者への処理委託量	20.0 t
認定熱回収業者への処理委託量	-
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-

昨年度1年間の処理実績量

項目	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	紙くず ^a	木くず ^a	建設混合廃棄物	その他石綿含有廃棄物	水銀使用製品(蛍光灯)	汚泥	合計
排出量 ①	27.35 t	0.90 t	76.90 t	1720.73 t	5.18 t	113.18 t	116.90 t	106.95 t	0.00 t	0.00 t	2168.08 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 ②+⑧	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 ⑤	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 ⑦	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 ③+⑨	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.0 t
全処理委託量 ⑩	27.35 t	0.90 t	76.90 t	1720.73 t	5.18 t	113.18 t	116.90 t	106.95 t	0.00 t	0.00 t	2168.08 t
優良認定処理業者への処理委託量 ⑪	27.35 t	0.90 t	49.42 t	160.80 t	5.18 t	26.80 t	116.90 t	6.60 t	0.00 t	0.00 t	393.95 t
再生利用業者への処理委託量 ⑫	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	5.18 t	26.80 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	31.98 t
認定熱回収業者への処理委託量 ⑬	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 ⑭	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.0 t

留意事項： 第2面Sheetを 11個以上記入した場合は、上記は正しく計算されません。

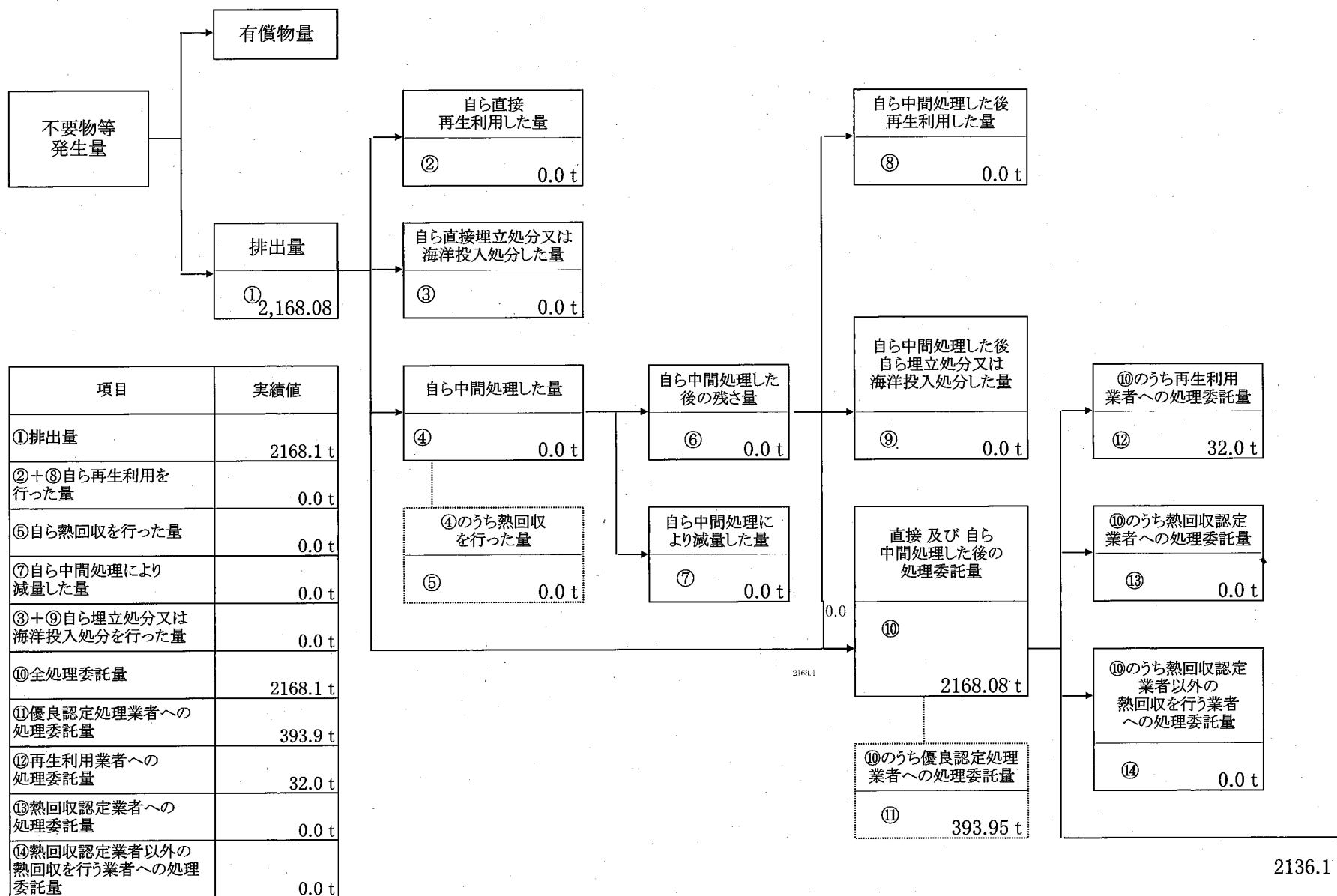
産業廃棄物の種類
燃え殻
汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類
ゴムくず
金属くず
ガラス・コンクリート・陶磁器くず
鉱さい
がれき類
がれき類(石綿含有)
ばいじん
紙くず
木くず
繊維くず
動物系固形不要物
動植物性残さ
動物のふん尿
動物の死体
13号廃棄物
建設混合廃棄物
廃機械類
その他混合廃棄物
その他石綿含有廃棄物
水銀使用製品(蛍光灯)
任意入力3

計画の実施状況（合計）

（産業廃棄物処理の合計）

自動計算

印刷・提出は、不要です。



2136.1

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月15日

千葉市長

殿



提出者

住所 千葉市中央区本千葉町15-1

京成千葉中央ビル6階

氏名 戸田建設株式会社千葉支店

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

支店長 近藤 修介

電話番号 043-307-8579

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	戸田建設株式会社千葉支店
事業場の所在地	千葉市中央区本千葉町15-1 京成千葉中央ビル6階
事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合工事業 小分類:一般土木建築工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,775.00	全処理委託量	1,775.00
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	-	優良認定処理業者への処理委託量	836.00
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-	再生利用業者への処理委託量	20.00
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	-	認定熱回収業者への処理委託量	-
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-
※事務処理欄			

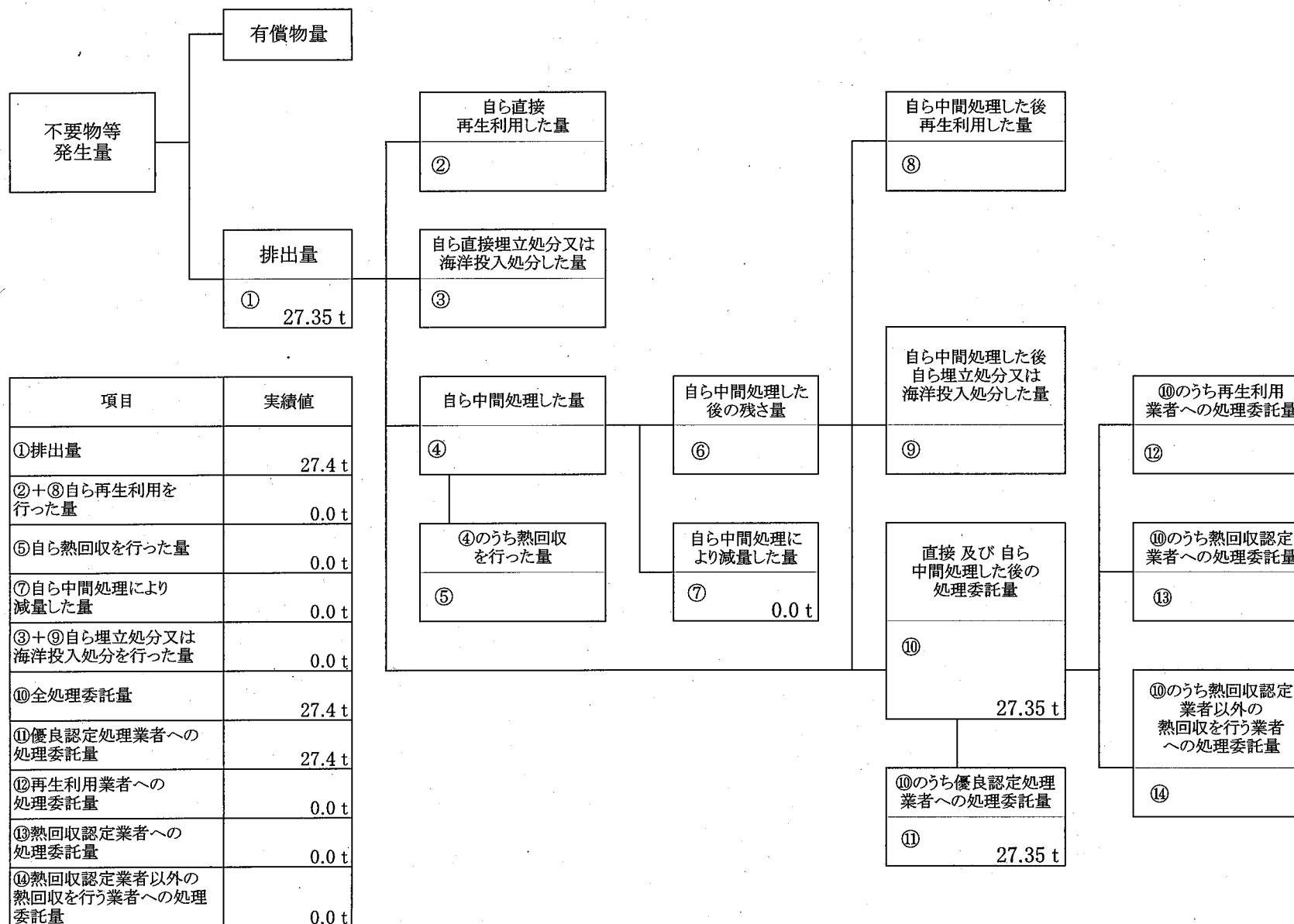
(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃プラスチック類

)



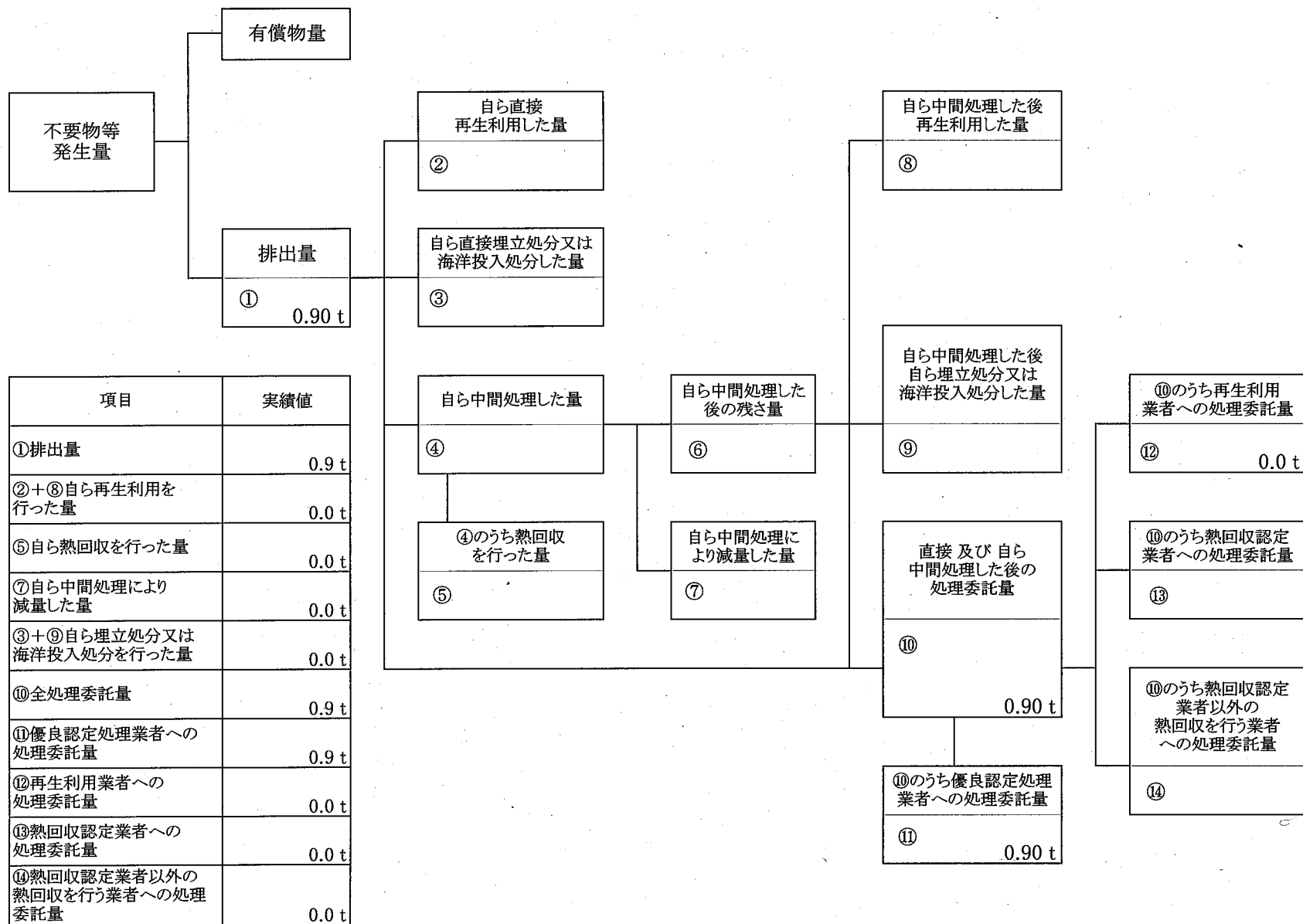
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

金属くず

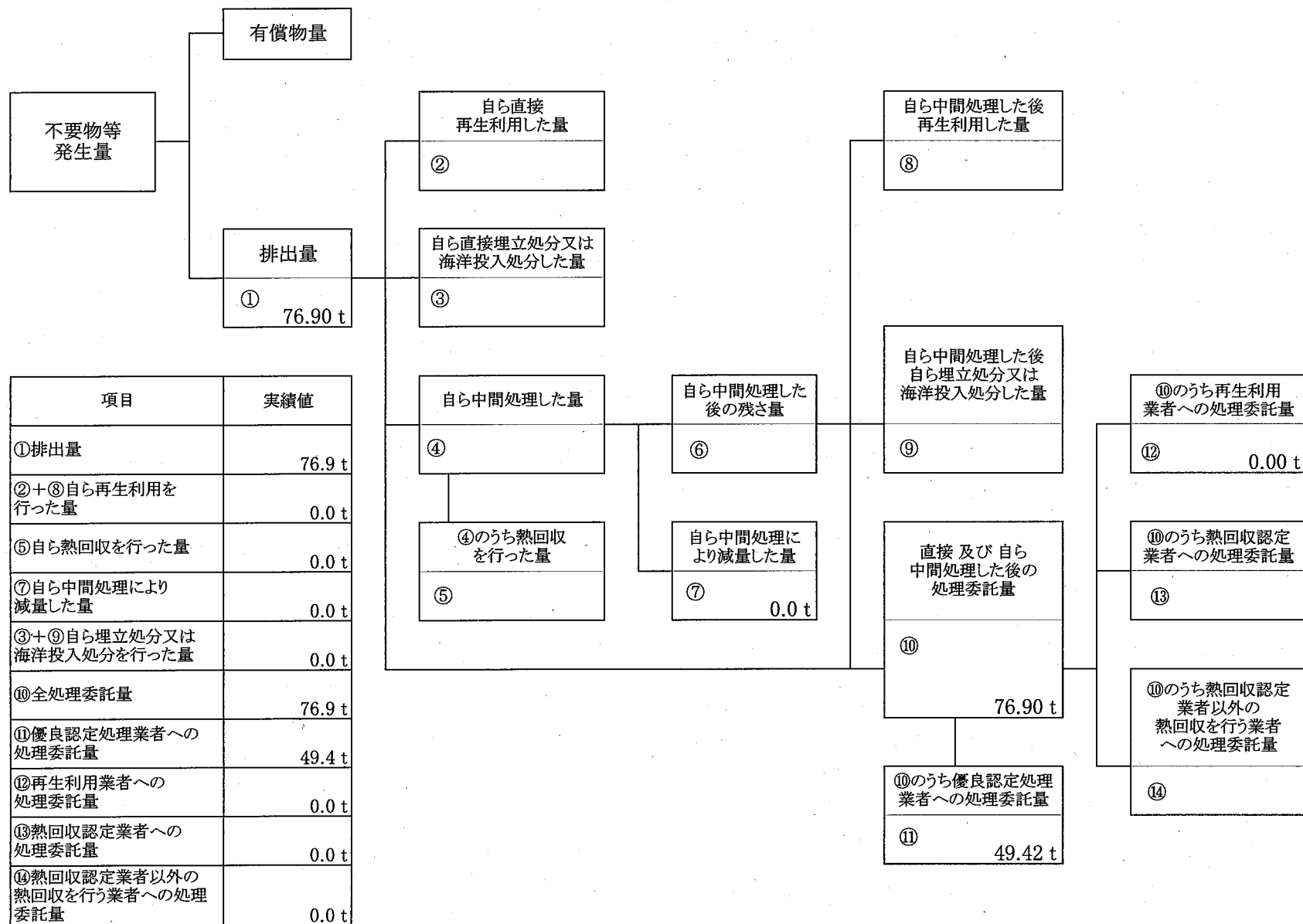
)



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

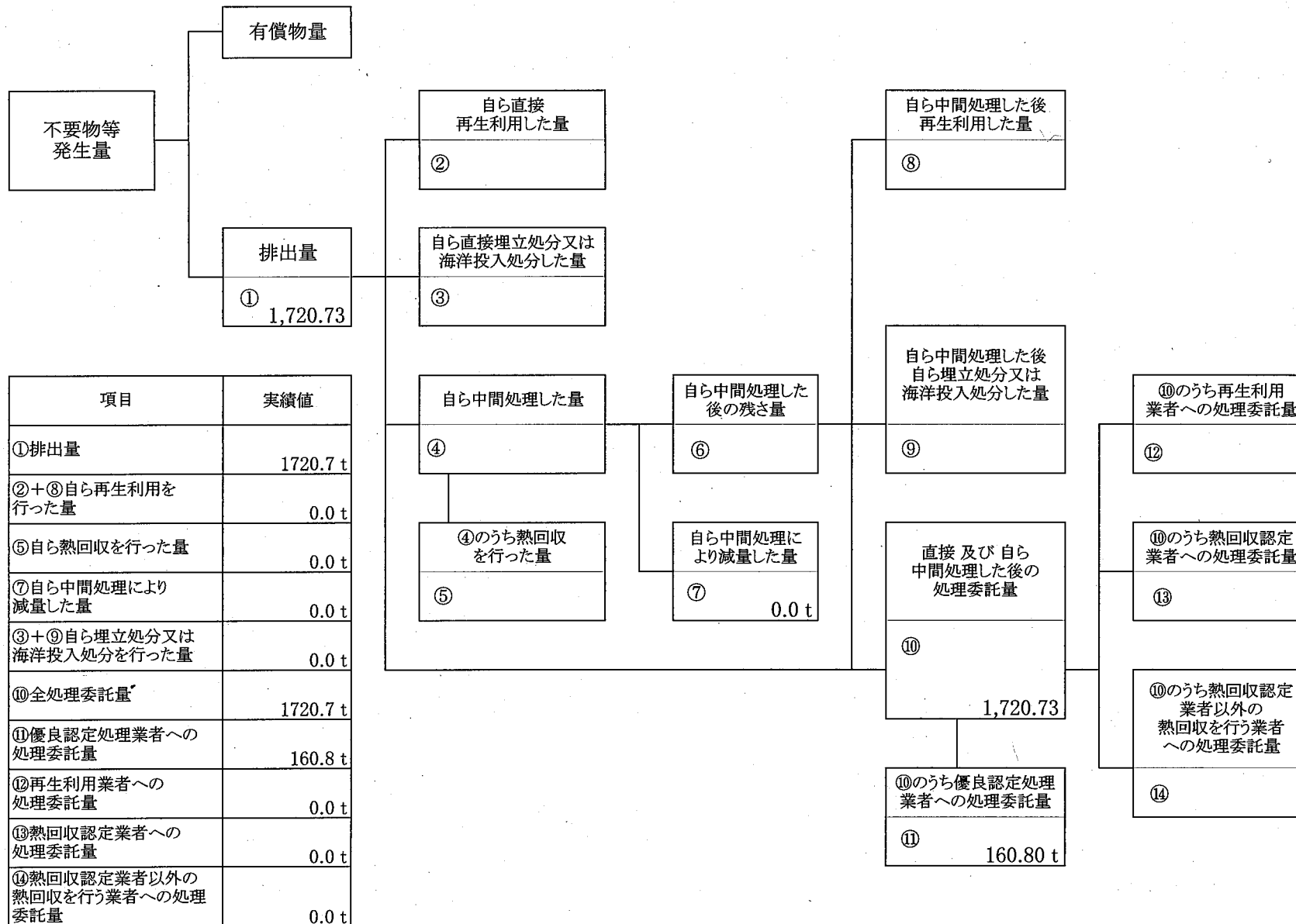


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

がれき類

)



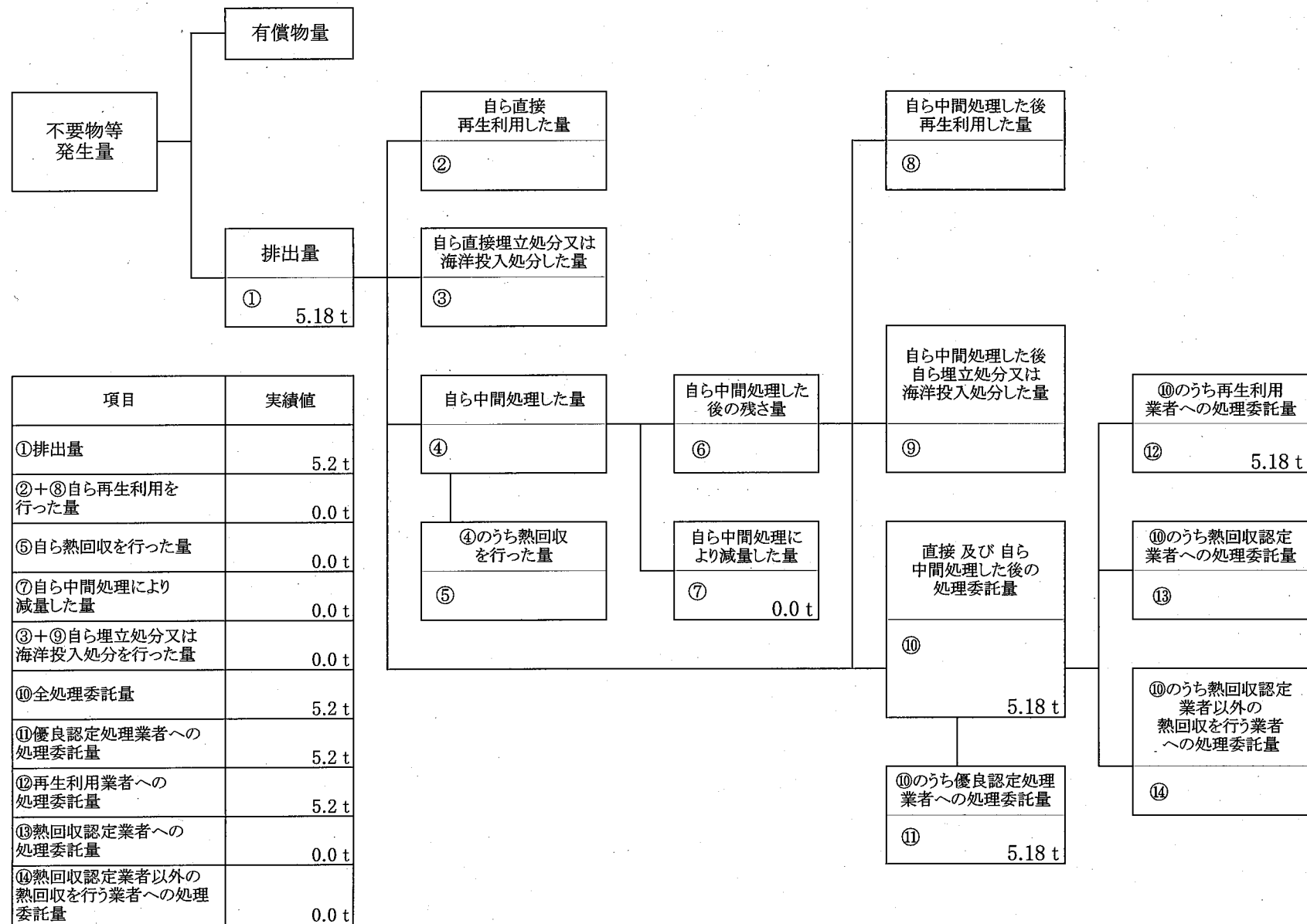
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

紙くず

)



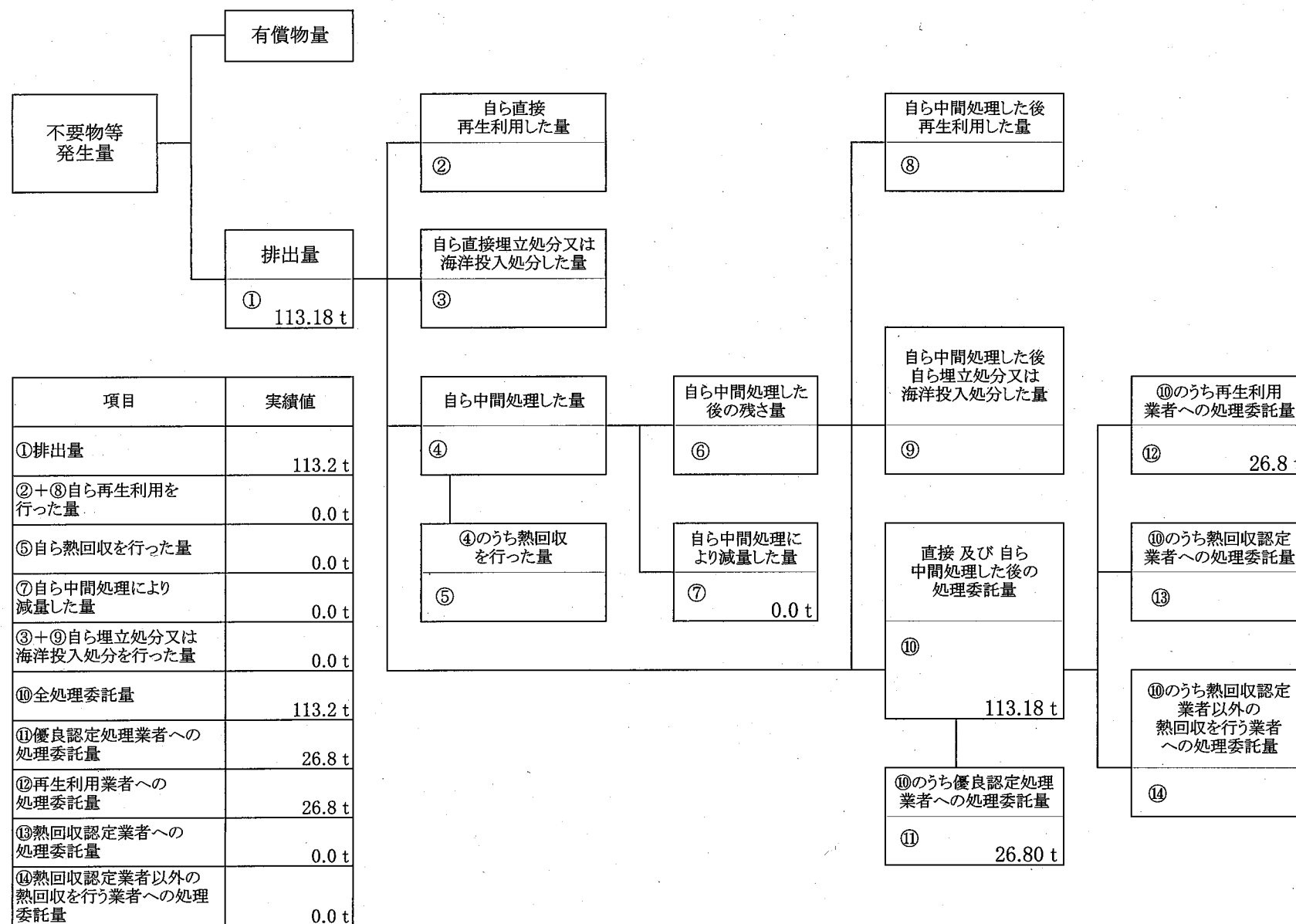
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

木くず

)



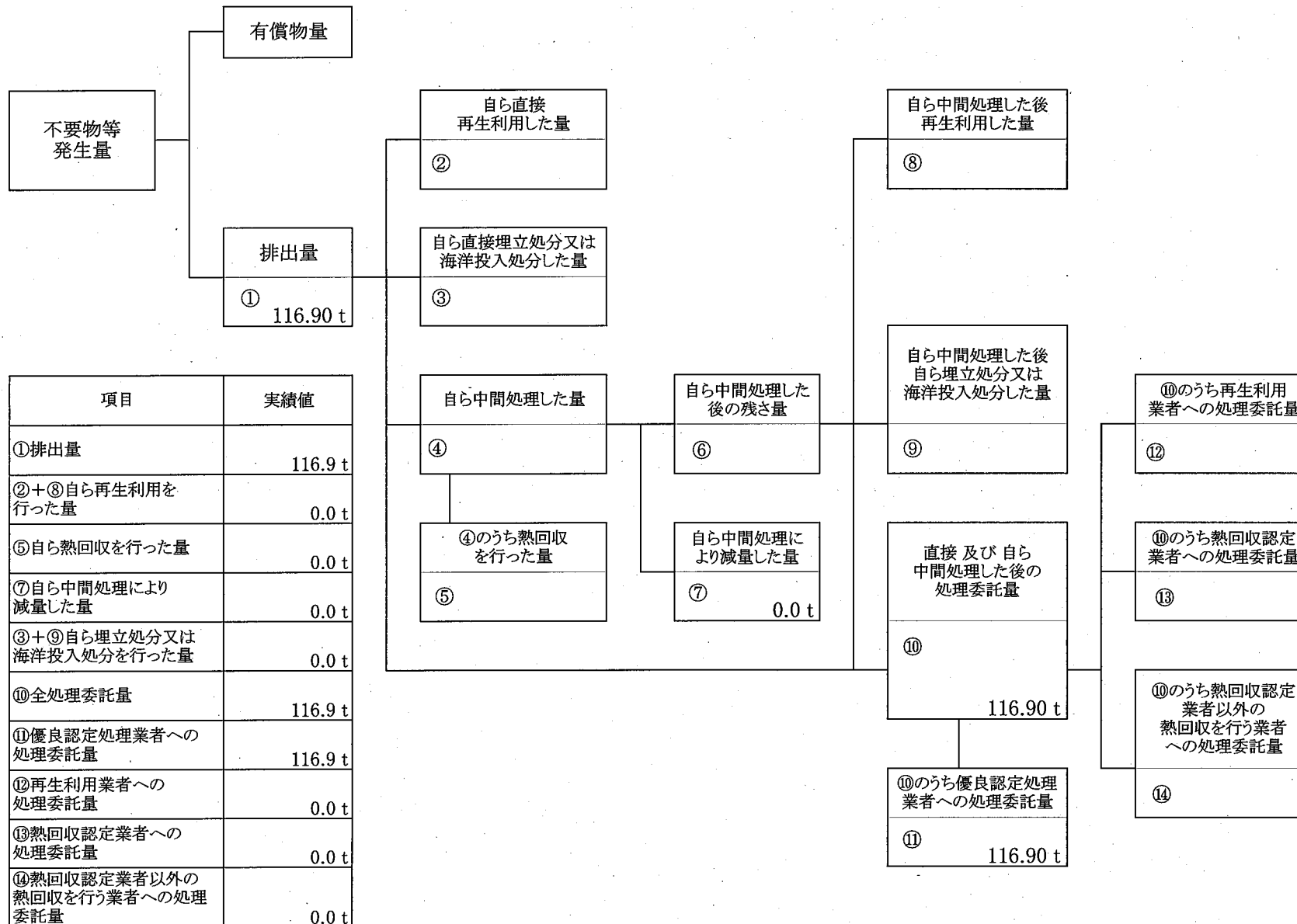
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

建設混合廃棄物

)

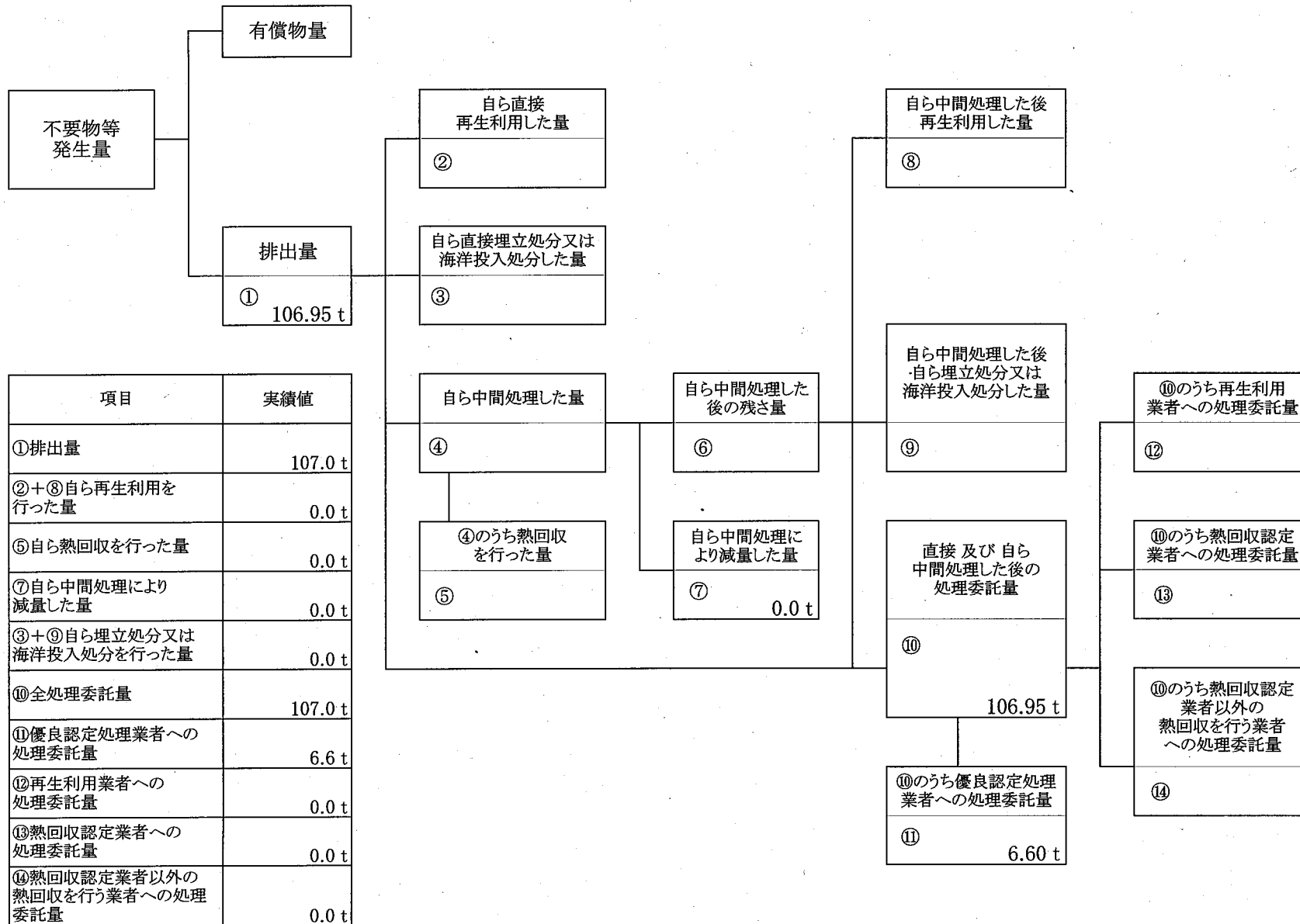


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

その他石綿含有廃棄物)

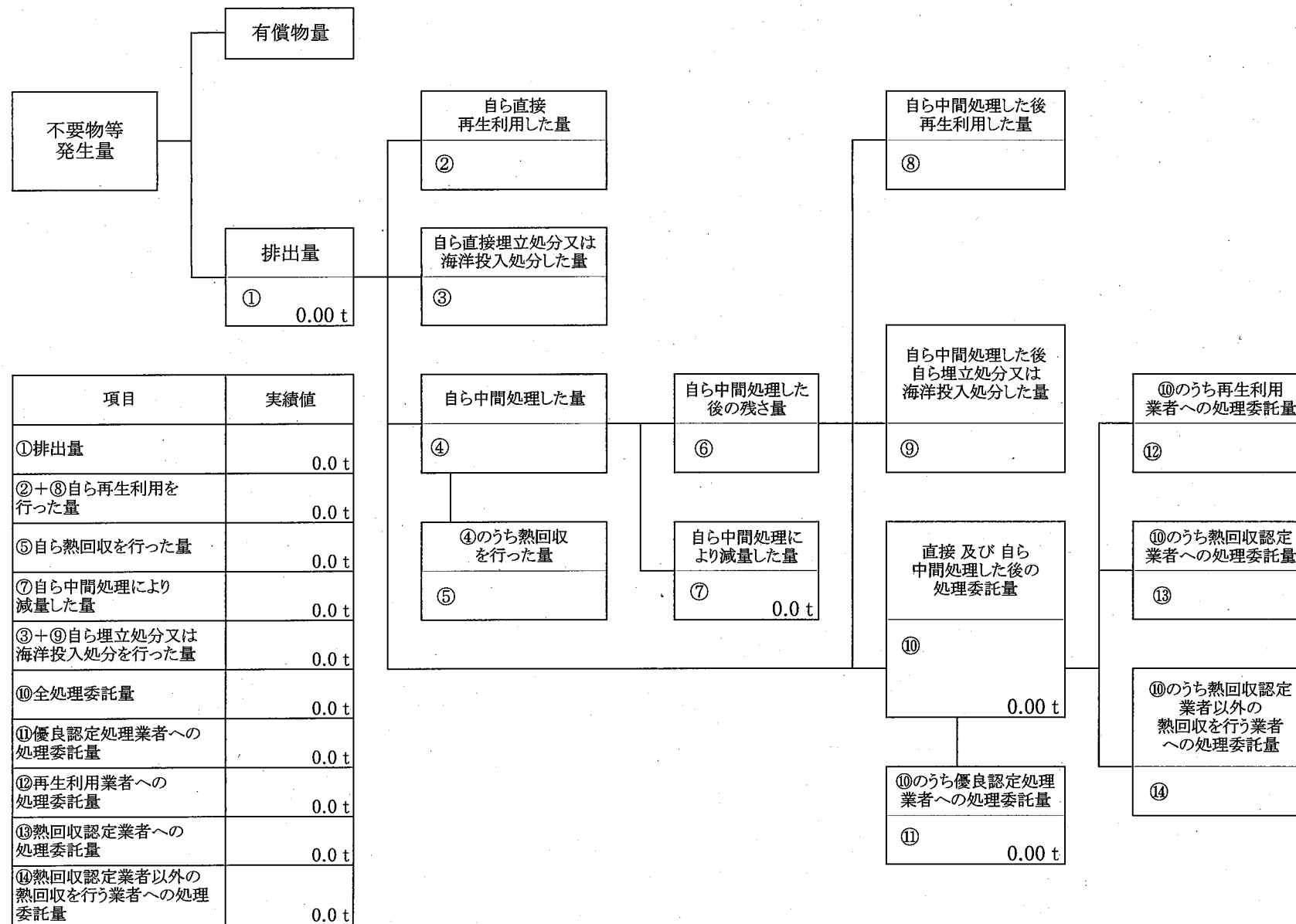


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

水銀使用製品(蛍光灯)



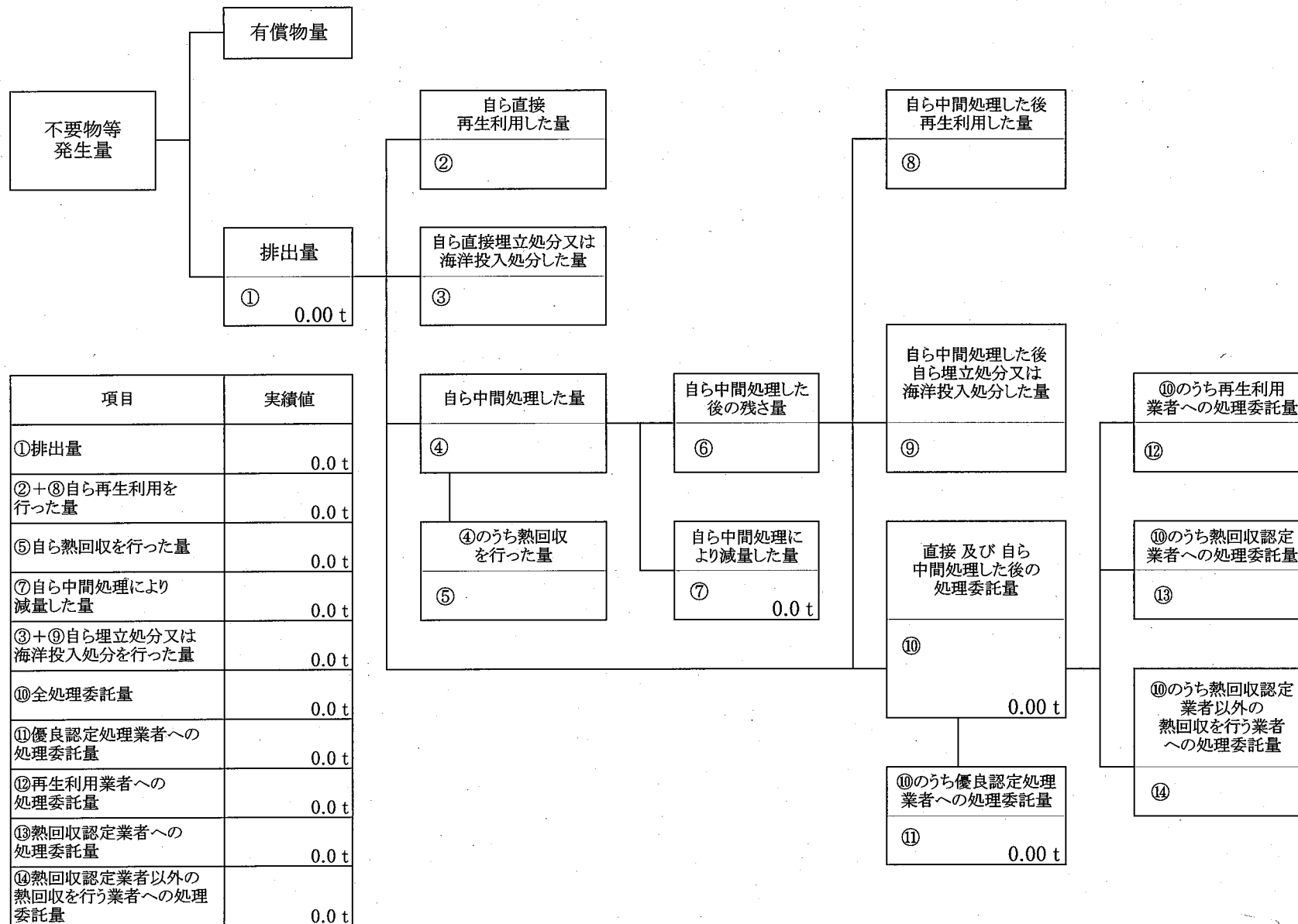
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

汚泥

)



(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。